

# 松伏町

## 介護保険における住宅改修の手引き

令和3年4月1日現在

### 1. 支給要件

次のすべてを満たし、工事前申請で松伏町の承認を受けて施工した住宅改修が支給対象となります。

- (1) 要介護及び要支援認定を受けており、有効認定期間内であること。
- (2) 改修を行う家屋が被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に居住していること。
- (3) 本人が在宅であること。

☆入院中の被保険者の申請は？

⇒入院または施設に入所中の被保険者の場合、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は申請できます。ただし、退院・退所できなかった場合は保険給付されません。(理由書には「現在は入院中。×月×日頃退院予定。」のように記入してください。なお、退院・退所後に事後申請を行ってください。)

☆要介護新規申請中（要介護更新申請または区分変更申請中を含む）の場合は？

⇒認定結果が出る前に住宅改修を行う場合、認定結果が「非該当」と判定されたときは給付対象とならず、全額自己負担になることを被保険者に説明し、了承を得た上で申請を行ってください。なお、認定結果が出た後に事後申請を行ってください。

### 2. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、一律20万円（上限）です。

20万円の対象額の範囲で分割して利用できます。2回目以降の支給限度基準額は、20万円から前回の住宅改修費を引いた残額になります。残額が不明な場合は松伏町までお問合せください。

#### 【3段階リセット】

初めて行った住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準とし、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合、新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。

#### 【転居リセット】

転居した場合（被保険者証記載の住所地が変更した場合）は、改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修を利用できます。

なお、転居前の住宅に戻って（被保険者証の住所が再度戻った場合）再び住宅改修を行った場合は、転居前住所の支給限度基準額の残額が算定対象となります。

### 3. 支給方法

#### 【償還払い】

被保険者が住宅改修に要した費用を全額支払ったのち、保険給付額（9割・8割・7割）を松伏町から被保険者に支給する方法です。

#### 【受領委任払い】

被保険者は自己負担分（1割・2割・3割）の金額を施工事業者支払い、後日保険給付額（9割・8割・7割）を松伏町から施工業者に支給する方法です。

### 4. 現地確認について

書類上の確認だけでは判断が困難な場合や、介護給付適正化事業の一環として、工事前や工事後に町職員が現地確認をする場合があります。

### 5. 注意事項

#### 【同一住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について】

各被保険者ごとに身体状況に合った理由、対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しないように、それぞれ別々に申請してください。

#### 【ユニットバス工事】

ユニットバスを設置する場合は、必ずメーカーが作成した介護保険申請用の「振り分け表」を別途、必ず提出してください。（浴室工事全体の見積書も要提出）

なお、既存の浴室が寒いのでユニットバスにリフォームしたいという理由で支給することはできません。「下肢筋力が低下しており、浴室の床が滑りやすく転倒の危険が高い」などの理由があって、それを解消する手段の一つとしてユニットバスの施工を選択することができるというのが、介護保険での住宅改修になります。

また、人造大理石の浴槽など、標準品に比べ高価な使用については支給の対象外となります。見積はスタンダードグレードの標準品で作成してください。標準品として高級品が使用されているグレードは認められません。

#### 【事前申請の承認期間】

書類提出から承認決定まで平日8営業日（約10日）です。書類不備や内容確認が必要な場合は更に時間がかかりますのでご了承ください。書類不備や内容に問題等がなければ、被保険者宛てに通知を郵送します。（被保険者の身体状況等により施工を急ぐ場合のみ、事前申請時に工事予定日をお申し出ください。）

## 【工事内容に変更が生じる場合】

改修箇所の変更や設置位置の変更等、事前申請の内容と変更が生じる場合には、必ず工事を行う前に、松伏町に連絡してください。

被保険者やそのご家族が取り付け位置の変更を希望されたとしても、事前申請の内容と異なる工事は行わないでください。連絡なく変更工事を行った場合、給付対象として認められないことがあります。

## 【事後申請後の支給】

事後申請受付日の翌月末にご指定いただいた口座に振り込みます。

事前申請について承認を受けていても、①被保険者が工事完了前に死亡した場合②被保険者が工事完了後に医療機関及び介護保険施設などを退院（退所）しないまま死亡した場合③承認内容と異なる改修を行った場合には、支給できませんのでご了承ください。

☆他市では認められたのに？

⇒被保険者の身体状況、生活の様子、家屋構造、被保険者及び家族の希望、費用、福祉用具との適合など、様々な要素を勘案した上で、必要な改修であるかを判断します。給付対象の可否は、被保険者の状況によって異なるものであることをご理解いただきますようお願いいたします。

## 6. 支給申請手続き

【事前申請】※必ず工事着工前にしてください。事前申請をしないと支給されません。

### (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- ◆支給申請書には、償還払い用と受領委任払い用の2種類があります。
- ◆松伏町は事業者登録制ではありません。受領者委任払い用の支給申請書の事業者名に、①会社名②代表者役職③代表者氏名④事業所の郵便番号⑤事業所の所在地⑥電話番号を明記してください。

### (2) 住宅改修の承諾書

被保険者と住宅の所有者が異なる場合、住宅の所有者に記入してもらってください。

### (3) 介護保険住宅改修 理由書（P1、P2）

- ◆担当ケアマネジャーがいる場合は、被保険者の身体状況、生活の様子、家屋構造、被保険者及び家族の希望、費用、福祉用具との適合などに留意して、適切な改修計画を立て、理由書を記入してください。
- ◆担当ケアマネジャーがいない場合は松伏町にご相談ください。

### (4) 工事見積書

- ◆見積書の宛名は必ず被保険者のフルネームをお願いします。
- ◆「一式」表記は基本的に使用しないでください。「手すり取付け1本680円×3本」のように、算定根拠を記載してください。

(5) 平面図 ※見積書の番号と揃えてください。

◆手すりの取付け

L型、I型（縦付・横付）の記入をお願いします。ブラケット類を複数取り付ける場合は、位置、種類、数量等についても記入してください。補強板を取り付ける場合には、形状、寸法を記入してください。

◆段差の解消

施工前どの部分に何ミリの段差があるのか、施工後の段差の有無についても記入してください。踏み台やスロープ設置の場合は図面に寸法を表示してください。

◆床材の変更 … 材質、工事部分、床面積等を記入してください。

◆扉の取替え … 開き戸、折れ戸など種類等を記入してください。

◆便器の取替え … 洋式便器など種類等を記入してください。

◆過去に行われた住宅改修等の既存状況

すでに手すりなどが設置されている場合は、必ず図面に記入してください。

(6) 工事前の写真

◆必ず、撮影日が確認できるようにしてください。（写真に印字、撮影日を黒板に記載して撮影など。手書きは認められません。）

◆各箇所の写真の大きさはL版、用紙はA4を目安にしてください。

◆工事箇所が1枚の写真に納まらない場合は、複数に分けて撮影してください。

◆段差解消の場合は、何ミリの段差があるのか確認できるよう、メジャーを当てたものを撮影してください。

**【事後申請】**※完了報告書等はありません。着工日、完了日を控えて来庁してください。

(1) 被保険者本人宛て（フルネーム）の住宅改修に要した費用にかかる領収証

原本を持参してください。原本の返却をご希望の場合にはコピーも持参してください。領収証が被保険者本人宛て以外の場合は、支給対象外となります。

(2) 工事後の写真

◆必ず、撮影日が確認できるようにしてください。（写真に印字、撮影日を黒板に記載して撮影など。手書きは認められません。）

◆各箇所の写真の大きさはL版、用紙はA4を目安にしてください。

◆工事箇所が1枚の写真に納まらない場合は、複数に分けて撮影してください。

◆工事前に撮影したものとできるだけ同じアングルから撮影し、改修箇所の詳細がそれぞれ確認できるようにしてください。

◆段差解消の場合は、段差が解消されたことがわかるものを撮影してください。

(3) 工事費内訳書

工事内容に変更があり、松伏町に連絡した後、事前申請時の見積額に変更があるような場合は提出してください。

お問合せ \* 松伏町いきいき福祉課 介護保険担当 048-991-1886